

## 【2026年度以降初めて標準修業年限超過となった学生】

### 2026年度における第9セメスター（学期）以降の納付金について

4年間（8セメスター）を超えて在籍する場合は、第9セメスター以降となり、順次在籍セメスターが進むこととなります。

2026年度以降初めて標準修業年限超過となった学生の第9セメスター以降の納付金は、当該年度1セメスター生（1年次生）の授業料と同額となり、【表】に基づき納入していただきます。

【表】セメスター（半期）分 納付金一覧

《単位：円》

学部・学科	授業料
文学部/文化社会学部/法学部/人文学部	630,500
教養学部（国際学科以外）/児童教育学部/体育学部/健康学部/生物学部	677,000
教養学部（国際学科）/政治経済学部/経営学部<湘南>/国際学部/観光学部	636,000
情報通信学部/理学部/情報理工学部/建築都市学部/工学部（航空宇宙学科航空操縦学専攻以外）/海洋学部	734,500
工学部（航空宇宙学科航空操縦学専攻）	885,000
医学部（看護学科）	824,500
文理融合学部、基盤工学部、経営学部<九州>	495,000
農学部	697,500
国際文化学部	559,500

（注）

- ① 上記の他に学生会費、学園費及び学生健康保険互助組合費を納入していただきます。
- ② 休学者については、上記の金額とは異なり、在籍料として半期25,000円と学生健康保険互助組合費を納入していただきます。
- ③ 2026年度に9セメスター以上に再入学をした学生も対象となります。